氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和8年11月17日実施　近畿運輸局（特定指定地域：大阪市域・北摂）

法令試験問題

解答用紙

問１

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

問２

イ		ロ		ハ		ニ		ホ	

令和8年11月17日　近畿運輸局法令試験問題

（特定指定地域：大阪地域・北摂）

問１．　次の文章のうち正しいものには〇印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1.　道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。

2.　他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。

3.　道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の３種類の事業のことをいいます。

4.　一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。

5.　タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。

6.　道路運送法の規定では、収受した運賃又は料金の割戻しはやむを得ない事由があっても禁止されています。

7.　個人タクシー事業者は、標準運送約款以外の運送約款を定めることができます。

8.　個人タクシー事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければなりませんが、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りではありません。

9.　個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が５㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。

10.　事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更については、その手続を省略することができます。

11.　営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、事業者の営業区域を通過していても道路運送法違反になります。

12.　タクシー事業者は、その名義を他人にタクシー事業のため利用させることはできませんが、家族には利用させることができます。

13.　一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは許可を取り消されることがあります。

14.　個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。

15.　道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力についても記載することになっています。

16.　運賃及び料金の収受に関する事項については、運送約款に定める必要はありません。

17.　旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。

18.　タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず運賃又は料金を収受した場合、旅客の求めがあったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。

19.　タクシー事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。

20.　一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。

21.　タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することはできません。

22.　旅客自動車運送事業運輸規則には、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことが規定されています。

23.　一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、１００日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。

24.　個人タクシー事業者の「輸送実績報告書」は、前年４月１日から本年３月３１日の１年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。

25.　一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害についても、事業者に賠償責任があることが規定されています。

26.　個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限が満了する日以前の地方運輸局長が定める日までに申請書を提出しなければなりません。

27.　期限更新日において年齢が満６５歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前１年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。

28.　個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、事業用自動車の自動車検査証の写し、対人８，０００万円以上及び対物２００万円以上の任意保険又は共済に加入していることを証する書面などを添付する必要があります。

29.　個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。

30.　道路交通法の法令違反により更新後の許可期限を１年とされた個人タクシー事業者は、期限更新日から６ヶ月以内に地方運輸局等が行う研修を受けなければなりません。

31.　身体障害者割引は身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は重複して適用します。

32.　自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づく点検を行い必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持することが義務付けられています。

33.　事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。

34.　自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。

35. 自動車事故報告規則の規定では、事業者が、死亡者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、３０日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。

36. タクシー業務適正化特別措置法の目的には、輸送の安全の確保に資することは含まれていません。

37. 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（タクシーセンター）からの通知に従って、納付期限までに負担金を納付しなければなりませんが、納付期限までにその負担金を納付しないときは、延滞金を納付する義務を負います。

38. タクシー業務適正化特別措置法で指定されているタクシー乗車禁止地区及び時間内において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させました。これは、タクシー業務適正化特別措置法違反にはなりません。

39. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の一般乗用旅客自動車運送事業者は、同法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反したときは、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止又は許可を取り消されることがあります。

40. 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければなりません。

問２．　次の法令の（　　）にあてはまる言葉を下の語群の中から選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

「旅客自動車運送事業運輸規則第２条」

　旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）は、安全、確実かつ（　イ　）に（　ロ　）を遂行するように努めなければならない。
２　旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（　ハ　）かつ懇切な取扱いをしなければならない。
３　省略
４　旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の（　ニ　）及び旅客の（　ホ　）を確保することに努めなければならない。

１　適正	２　安全	３　秩序	４　運輸
５　迅速	６　利便	７　利益	８　公平
９　平等	10　乗務		

令和8年11月17日実施　近畿運輸局

特定指定地域法令試験問題模範解答

※　この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問１

1	○ 運1	2	○ 運2	3	○ 運3	4	× 運施4	5	× 運9-3
6	○ 運10	7	○ 運11	8	○ 運14	9	× 運15ほか	10	× 運15
11	○ 運20	12	× 運33	13	○ 運40	14	× 運78	15	○ 運施4
16	× 運施12	17	× 輸1	18	○ 輸10	19	○ 輸18	20	× 輸26-2
21	○ 輸43	22	○ 輸44	23	× 報告2	24	○ 報告様式	25	× 約款9
26	○ 期限更新	27	× 期限更新	28	○ 期限更新	29	× 期限更新	30	○ 期限更新
31	○ 運賃制度	32	○ 車47	33	○ 車48	34	○ 車49	35	○ 事故2+3
36	× 特1	37	○ 特37	38	× 特43	39	○ 特52	40	○ 特施31

問２

イ	**5**	ロ	**4**	ハ	**8**	ニ	**2**	ホ	**6**

■　送り仮名や助詞の違いは既出扱いです。
■　4　は運送法5条扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。
■　10　は言い回しが変わった新型設問です。